名称　竹ケ島灯台
位置
所在地　大分県佐伯市（竹ケ島）
北緯　三二―五九―〇七
東経　一三一―五八―五四
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
変更年月日　平成二十八年三月三日
名称　大船渡漁港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約三・五キロメートル）
北緯　三九―〇一―一七
東経　一四一―四三―〇七
変更した事項
名称　大船渡漁港細浦西第一防波堤灯台
位置
所在地　岩手県大船渡港（大船渡漁港細浦西第一防波堤外端）
北緯　三九―〇一―一五
東経　一四一―四三―〇五
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　群閃赤光　毎五秒に二閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
弧及　全度
明高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで八・〇メートル
変更年月日　平成二十八年三月四日
記事　一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧

名称　由宇港由宇一号防波堤灯台
位置
所在地　山口県岩国市（由宇港由宇一号防波堤外端）
北緯　三四―〇二―三五
東経　一三二―一三―一二
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・四メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十八年三月四日
名称　中ノ曽根灯浮標
位置
所在地　端ノ島（長崎県西海市）の南方約五二〇メートル
北緯　三三―〇三―一八
東経　一二九―三八―四七
変更した事項
光度　実効光度四〇カンデラ
変更年月日　平成二十八年三月四日
名称　水津港第二沖防波堤南灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（水津港第二沖防波堤南端）
北緯　三八―〇四―二四
東経　一三八―三四―二六
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一八メートル
変更年月日　平成二十八年三月四日
名称　柳井港西防波堤灯台
位置
所在地　山口県柳井港（西防波堤外端）
北緯　三三―五七―〇五
東経　一三二―〇八―〇四
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十八年三月八日
名称　楠屋埼灯台
位置
所在地　大分県津久見市（楠屋埼）
北緯　三三―〇七―二八
東経　一三一―五四―五二
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで七三メートル
変更年月日　平成二十八年三月八日

名称　国見多比良港沖防波堤灯台
位置
所在地　長崎県雲仙市（多比良港沖防波堤東端）
北緯　三二―五二―四六
東経　一三〇―一八―二六
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十八年三月八日
名称　那珂湊港東防波堤灯台
位置
所在地　茨城県那珂湊港（東防波堤外端）
北緯　三六―一〇―一七
東経　一四〇―三六―一三
変更した事項
位置
所在地　茨城県那珂湊港（東防波堤外端）
北緯　三六―一〇―一六
東経　一四〇―三六―一三
記事　補正
名称　那珂湊港南防波堤灯台
位置
所在地　茨城県那珂湊港（南防波堤外端）
北緯　三六―一〇―一五
東経　一四〇―三六―〇八
変更した事項
位置
所在地　茨城県那珂湊港（南防波堤外端）
北緯　三六―一〇―一五
東経　一四〇―三六―〇九
記事　補正

○東北地方整備局告示第百二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年四月十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第1　起業者の名称　宮城県

第2　事業の種類　一般国道398号改築工事（志津川道路・宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館前地内から同町志津川字御前下地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館前、字廻館及び字御前下地内

2　使用の部分　宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館前及び字御前下地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県本吉郡南三陸町志津川字五日町地内から同町志津川字御前下地内までの延長1.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道398号改築工事（志津川道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間（以下「指定区間外」という。）であり、指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、起業者である宮城県は、本件事業について、国土交通大臣の認可を受けたと見なすことができる、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条の規定による交付決定を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。